



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年6月21日月曜日 第1567号外2

## ◇ 目 次 ◇

### 監査公表

住民監査請求に係る監査結果の公表..... 1

### 監査公表

#### ○公表第19号

喜多郡肱川町大字宇和川 530 番地三瀬喜盛外 4 名から提出された愛媛県知事に関する措置請求について、次のとおり決定した。

平成16年6月21日

愛媛県監査委員	小 川 一 雄
同	吉 久 宏
同	柳 澤 正 三
同	西 原 進 平

#### 決 定 書

喜多郡肱川町大字宇和川 530 番地

請求人 三瀬 喜盛

大洲市米津甲 152 番地の 3

同 阪本 孝之

大洲市新谷乙1243番地

同 玉井 吉一

喜多郡長浜町大字長浜甲1029番地の 5

同 中野 茂明

松山市正円寺 3 丁目 1 番20号

同 須藤自由児

平成16年4月22日付けで上記請求人らから提出された愛媛県知事に関する措置請求について、次のとおり決定する。

#### 主 文

請求人らの請求を棄却する。

#### 請求の要旨

請求人らの愛媛県職員措置請求書の内容及び意見陳述の内容を総合すると、請求の要旨は、次のとおりである。

なお、本件措置請求における「現在の山鳥坂ダム計画」とは、国土交通省が平成14年7月に作成した「肱川の安全の確保と清流の復活を目指して 再構築計画法」（以下「再構築計画法」という。）であることを請求人らから陳述において確認した。

- 1 愛媛県知事加戸守行（以下「知事」という。）は、平成16年度予算に計上している山鳥坂ダム建設費負担金1億1,700万円を支出するな。
- 2 愛媛県は、平成16年度予算に山鳥坂ダム建設費負担金1億1,700万円を計上している。その事業内容は、環境調査、付替道路設計などで、愛媛県の負担率は国の10分の1.95となっている。
- 3 この愛媛県の予算措置は、現在の山鳥坂ダム計画（再構築計画法）に基づき愛媛県の負担すべき額を定めたもので

あり、国土交通省は、愛媛県が負担すべき山鳥坂ダムの建設に係る負担金予定額を特定多目的ダム建設工事勘定に計上しているが、この再構築計画法は、特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号。以下「特ダム法」という。）を逸脱しており、同法を根拠とすることはできない。

- 4 特ダム法第2条では、多目的ダムの意味について「発電、水道又は工業用水道の用に供されるものをいい」と規定しているが、再構築計画法には、発電、水道又は工業用水道の用に供するという一切含まれておらず、治水目的と安定水量（環境）という目的があるだけである。また、国土交通省四国地方整備局（以下「四国地方整備局」という。）及び愛媛県が平成16年1月23日に作成した肱川水系河川整備計画（中下流域圏）素案のダム施設の概要をみても利水の容量は示されていないことから、再構築計画法には、「発電、水道又は工業用水道の用に供されるもの」は一切含まれていないことになり、特ダム法を根拠とすることはできない。
- 5 また、四国地方整備局は、鹿野川ダムの発電を取り上げて、山鳥坂ダムが多目的ダムであると説明したりもし、知事も「鹿野川ダムの発電が残っているので、山鳥坂ダムは多目的ダムである」と発言しているが、特ダム法第2条は、「新築するダムで」と定めており、既に存在している別のダムである鹿野川ダムが発電をしているからといって、それが新築するダム（山鳥坂ダム）の「多目的」の要件を充足させるものではない。あくまでも、新築ダムの目的が問題となるのである。
- 6 さらに、国土交通省では、平成14年11月に国会内で行われた「公共工事をチェックする国会議員の会」主催のヒヤリングにおいて、担当課長は、山鳥坂ダムが特ダム法を根拠とするのは難しいことを認めている。また、国土交通省は、平成14年度以降、中予広域水道企業団に対し山鳥坂ダム建設費負担金を請求していないが、これは、同省において山鳥坂ダムが特ダム法に基づく多目的ダムではないことを認めているものである。
- 7 ところで、愛媛県の負担割合は、特ダム法に基づく計画として計算している以上、山鳥坂ダムの建設に関する基本計画（平成6年8月建設省告示第1725号。以下「山鳥坂ダム基本計画」という。）にダム使用权設定者と記載されている中予広域水道企業団の負担割合を差し引いた後の部分についての負担となるはずであるが、愛媛県は、国土交通省が平成14年度から中予広域水道企業団に負担をさせていないために、同省から特ダム法上で定められた計算額を超える金額について負担を求められている。
- 8 以上の検討から明らかのように、特ダム法が根拠とならない以上、再構築計画法は法律の根拠のない違法な計画と言え、それが河川法を根拠とするのであれば、その手続・要件を充足する必要がある。

9 よって、法律上の根拠のない違法な公金の支出となるのであるから、愛媛県は山鳥坂ダム建設費負担金を支出することはできない。

#### 監査の結果

#### 第1 事実

水資源対策課を監査した結果、次の事実が認められた。

##### 1 山鳥坂ダム建設事業の経緯等について

昭和43年6月に「肱川水系工事实施基本計画」が策定されてから、四国地方整備局の事業評価監視委員会において再構築計画案に基づき事業継続とすることは妥当であるとの審議結果を得た平成14年8月までの経緯は、平成15年4月24日付けで提出された愛媛県職員措置請求書に係る監査結果として公表した平成15年6月23日付け愛媛県報第1467号外2号中公表第17号のとおりである。

なお、山鳥坂ダム建設事業に関するその後の主な動きは以下に述べるとおりであるが、特ダム法第4条の規定に基づき作成された山鳥坂ダム基本計画が現在に至るまで変更又は廃止された事実はない。

- (1) 平成15年10月に国土交通大臣が肱川水系河川整備基本方針を策定している。
- (2) 平成16年1月、四国地方整備局と愛媛県が共同で、肱川水系河川整備計画（中下流圏域）素案を、また、同年4月、同計画原案を公表している。
- (3) 平成16年5月11日、肱川町と国土交通省、愛媛県並びに大洲市、長浜町及び河辺村は、国土交通省が実施する山鳥坂ダム建設事業及び水源地域対策を相互理解と信頼のもとに誠意を持って推進することを目的とする覚書に調印している。
- (4) 平成16年5月13日、四国地方整備局と愛媛県が共同で、肱川水系河川整備計画（中下流圏域）を策定し、同月14日これを公表している。

同計画では、山鳥坂ダムは、「肱川町大字山鳥坂地先に重力式コンクリートダムを建設し、きめ細かな操作が可能となるようゲート調節方式を採用し、効率のよい洪水調節を行う」と規定され、洪水調節を行うダムすなわち治水単独ダムとして位置付けられている。

##### 2 再構築計画案について

国土交通省では、平成10年度から公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、全ての所管事業を対象とした再評価等が再評価の実施方針に基づき実施されている。

再構築計画案は、国土交通省による山鳥坂ダム建設事業の再評価手続において、平成14年7月に、四国地方整備局が、中予地区の新規用水の水源としての利水事業は除外した上で、肱川流域の合意形成を図るために作成した肱川流域の課題を解消するための方策を分かりやすい形で整理した提案書といえるものである。

##### 3 平成16年度山鳥坂ダム建設費負担金について

###### (1) 山鳥坂ダム建設費負担金の算定根拠

ア 国の直轄事業に係る地方公共団体の負担金については、地方財政法（昭和23年法律第109号）第17条の2第1項の規定に基づき、国が同法第10条の2第1号に掲げる道路、河川、砂防、海岸、港湾等の重

要な土木施設の新設改良事業に該当する事務を自ら行う場合において、法律等に基づき地方公共団体がその経費の一部を負担するときは、その負担する金額を国に対して支出することとされている。

イ 都道府県は、河川法第60条の規定に基づき、その区域内における一級河川の管理に要する費用の一部を負担することとされている。

山鳥坂ダム建設事業については、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第36条の2第1号の規定により、同事業が河川法第60条第1項の大規模改良工事に該当することから、その10分の3を負担することとされている。

ウ また、愛媛県は後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号。以下「後進地域特例法」という。）第2条第1項に規定する適用団体に、山鳥坂ダム建設事業は同条第2項に規定する開発指定事業に該当することから、国の負担割合は、後進地域特例法第3条第1項の規定に基づき、平成15年8月20日付け総務大臣通知による引上率（1.15）を乗じて算定されることとなる。

エ さらに、特ダム法第8条では、特ダム法に基づく多目的ダムの建設に係る費用について河川法第60条第1項の規定による都道府県の負担額は、その建設に要する費用の額から特ダム法第7条第1項の規定によりダム使用权設定予定者（以下「利水者」という。）が負担すべきとされた費用の額を控除した額に河川法第60条第1項に定める都道府県の負担割合を乗じた額とされている。

オ 山鳥坂ダム基本計画では、ダムの目的、規模や型式、貯留量、費用の概算額のほか、①利水者は中予広域水道企業団（水道）及び愛媛県（工業用水道）であること、②河川法第59条及び第60条第1項の規定に基づく国及び愛媛県の負担額は建設に要する費用の額に1,000分の735を乗じて得た額とすること、③特ダム法第7条第1項の規定に基づく中予広域水道企業団（水道）及び愛媛県（工業用水道）の負担額は、建設に要する費用の額に、それぞれ1,000分の204及び1,000分の61を乗じて得た額とすること等が記載されている。これらの負担割合は、ダム完成時におけるものであり、年度ごとのそれぞれの負担割合については何ら記載されていない。

カ 単年度ごとの利水者の負担金は、毎年度、事業主体である国土交通大臣が当該年度の事業計画に応じて定める（特ダム法第7条第1項及び特定多目的ダム法施行令（昭和32年政令第188号。以下「特ダム令」という。）第9条第1項第1号）こととされており、また、多目的ダムの建設を完了したときは、遅滞なく負担金の精算を行うべきこととされている（特ダム令第9条第2項）。

###### (2) 平成16年度山鳥坂ダム建設事業の内容

四国地方整備局では、平成16年度の山鳥坂ダム建設事業として、環境調査、付替道路設計等を行うことと

している。

(3) 愛媛県の山鳥坂ダムに係る予算措置

ア 水資源対策課は、平成15年12月20日に四国地方整備局から山鳥坂ダム建設事業に係る財務省の平成16年度予算内示額が事業費6億円で、治水特別会計法（昭和35年法律第40号）に基づく治水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定に計上され、全額が治水対策分の費用であることを確認している。

イ また、水資源対策課は、山鳥坂ダム建設費負担金の額として、治水対策分の費用の内示額である6億円に、河川法に基づく県の負担割合（3/10）及び後進地域特例法に基づく国の負担割合の引上率（1.15）により算出された県の負担割合（ $1(1\frac{3}{10}) \times 1.15 = 0.195$ ）を乗じて1億1,700万円を算定している。

ウ 平成16年2月26日、知事は、第286回愛媛県議会議定例会に山鳥坂ダム建設費負担金1億1,700万円を含む平成16年度当初予算案を提案し、同年3月17日に原案のとおり可決決定されている。

(4) 山鳥坂ダム建設事業に係る県の負担金予定額

山鳥坂ダム建設事業に係る県の負担金予定額については、地方財政法第17条の2第2項の規定に基づき、国土交通省河川局長から知事に対し平成16年4月1日付け国河総第143号「平成16年度治水特別会計に係る直轄治水事業に対する地方公共団体負担金予定額について」により1億1,700万円の予定であることが通知されている。

第2 決定の理由

1 知事が平成16年度予算に計上している山鳥坂ダム建設費負担金は、法律の根拠のない違法な計画といえる再構築計画案に基づき愛媛県の負担すべき額を定めたものであるとの点について

請求人らが、「現在の山鳥坂ダム計画」であると主張する「再構築計画案」は、第1の2で述べたとおり、河川法又は特ダム法に基づく計画ではなく「提案書」に過ぎないものであり、山鳥坂ダム建設事業に係る愛媛県の負担金の算定に当たって何ら関係がないものであるから、愛媛県の負担すべき額を再構築計画案に基づき定めたものとする請求人らの主張は事実誤認である。

なお、愛媛県の平成16年度における本件予算措置は、第1の3の(3)で述べたとおり、治水対策分の費用の内示額に、河川法及び後進地域特例法の規定に基づき算出された県の負担割合を乗じて適正に算定されていると認められる。

2 特ダム法に基づく計画として負担割合を計算している以上、山鳥坂ダム基本計画で利水者とされている中予広域水道企業団の負担割合を差し引いた後の部分についての負担となるはずであるが、国土交通省は、平成14年度から中予広域水道企業団に負担をさせていないために、愛媛県は特ダム法上で定められた計算額を超える金額について負担を求められているとの点について

(1) 第1の3の(1)で述べたとおり、特ダム法で規定される多目的ダムの建設費用について河川法第60条の規定

により都道府県の負担すべき額は、特ダム法第8条において、その建設に要する費用の額から利水者負担金を差し引いた額に河川法第60条第1項の負担割合を乗じた額とすると規定されている。

(2) また、第1の3の(1)で述べたとおり、平成6年8月に策定された山鳥坂ダム基本計画では、ダム完成時における建設費の総額に対する利水者個々の負担割合が定められており、さらに、特ダム令第9条第1項第1号では、単年度の利水者の負担金は、国土交通大臣が当該年度の事業計画に応じて定めることが、また、同条第2項においては、多目的ダムの建設を完了したときは、遅滞なく負担金の精算を行うべきことがそれぞれ規定されているところである。

(3) したがって、第1の3の(3)及び(4)で述べたとおり、平成16年度の山鳥坂ダム建設事業費予算額を、当該年度の事業計画に応じて全額治水対策分とした国の予算計上方法と、地方財政法第17条の2第2項の規定に基づき国が県に通知した平成16年度山鳥坂ダム建設事業に係る県の負担金予定額に違法性又は不当性があるとは認められず、その結果、第1の3の(3)で述べたとおり、愛媛県が当該事業費6億円を算定基礎として負担金を適正に算定し、そのとおり計上した予算を支出することが違法又は不当となり得るものではない。

第3 結論

以上のとおり、愛媛県が平成16年度当初予算に計上した山鳥坂ダム建設費負担金は、適正に算定されたものと認められ、今後、河川法第60条第1項及び河川法施行令第38条第1項の規定に基づき当該負担金を支出することが違法又は不当な公金の支出となるとは認められない。

したがって、請求人らの主張する知事は平成16年度予算に計上している山鳥坂ダム建設費負担金1億1,700万円を支出することはできないとする請求人らの請求は、理由がない。

よって、主文のとおり決定する。

第4 要望

山鳥坂ダムは、国が山鳥坂ダム基本計画について特ダム法に基づく廃止手続を行っていないため、法律上、特ダム法に基づく多目的ダムと認められ、国の平成16年度予算においても、山鳥坂ダム建設事業費を治水特別会計法に基づき治水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定に計上しているものである。

その一方で国は、公共事業の再評価手続を進める中で、山鳥坂ダムについて平成14年8月に「再構築計画案」に沿って事業継続とする方針を決定し、また、その後、第1の1の(4)で述べたとおり、平成16年5月13日に肱川水系河川整備計画（中下流圏域）が策定された現在においては、山鳥坂ダムは、事実上、利水目的を有しない治水目的のダムと位置付けられている。

したがって、山鳥坂ダム建設事業を推進する県においては、今後予定される国の行う山鳥坂ダム基本計画の廃止手続と、これに伴い発生する利水者に係る負担金の還付手続が、早期に、円滑になされるよう国に働きかけることを望むものである。

平成16年6月9日

愛媛県監査委員	小 川 一 雄
同	吉 久 宏
同	柳 澤 正 三
同	西 原 進 平